

あなたの一番身近な相談員

民生委員・ 児童委員を 紹介します

12月1日に、全国一斉に民生委員・児童委員の改選が行われましたのでご紹介します。

民生委員・児童委員は市民の皆さんにとって一番身近な相談員です。委員には守秘義務があり、個人の相談内容や秘密が他に漏れることはありませんので、悩みごとや困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

▶ 新しい民生委員・児童委員の皆さん (任期：令和元年12月1日～令和4年11月30日)

担当地区	氏名	電話番号
石郷	(欠員)	
岩館	栗林セツ	44-2171
柏木町(1)	鳴海由美子	44-2512
柏木町(2)	相馬涉	44-2141
柏木町(3)	対馬俊一	44-5209
柏木町(4)	須藤毅	44-6211
柏木町(5)	古川恵子	44-2439
三町会	山谷以佐美	44-7917
大坊(1)	中畑一二三	44-2841
大坊(2)	葛西恵美子	090-6251-6654
向陽	(欠員)	
原田	岩渕清昭	44-3900
荒田	古川章人	44-5656
小和森	船水貢	44-4940
平成(1)	大黒崇光	44-2225
平成(2)	鳴海陽子	44-9032
杉館	齋藤眞紀子	44-3215
大光寺(1)	小山内義通	44-2560
大光寺(2)	藤田敏彦	44-5135
館田(1)	長尾優	44-3035
館田(2)	奈良文明	44-6417
館山・松崎	今井聖範	44-3369
苗生松	稲森正人	44-6192
西の平・松館	小山内勝弘	44-3787
本町(1)	工藤兼太郎	44-2564
本町(2)	菊池つる	44-4315
本町(3)	大橋藤子	080-6047-1438
沖館(1)	山内壽龍	44-4050
沖館(2)	三浦由紀子	44-3863
小国	比内秀喜	55-2422
唐竹(1)	長尾千鶴子	44-2292
唐竹(2)	伊東秀則	44-2967
唐竹(3)	原田京子	44-6318
葛川・切明	富谷節子	080-6008-4316
井沢・林・平六・淵川・大林	(欠員)	
新館・向野	山口和子	44-4818
藤野・雇用住宅	横嶋洋子	44-7271
広船(1)	外川敬三	44-8567
広船(2)	佐藤浩之	44-2493
新屋(1)	齊藤公憲	44-3850
新屋(2)	丹代百代	44-6234
新屋(3)	齋藤美由輝	44-5976
尾崎(1)	船水明美	080-5577-9551
尾崎(2)	木村若子	44-2697
尾崎(3)	中嶋みどり	090-6253-6468
平田森	齋藤毅	44-3237

担当地区	氏名	電話番号
町居(1)・南田町	今井詳子	44-6642
町居(2)	葛西洋子	44-5347
町居(3)	竹村昭	44-5821
光城(1)1~4丁目	落合由美子	44-8613
光城(2)5~7丁目	相馬壽子	44-7439
金屋(1)	駒井慶三	57-2796
金屋(2)	小野美穂子	57-3534
南田中(1)	(欠員)	
南田中(2)	小田切光子	57-4083
南田中(3)	大里あさ	57-2144
高木(1)	北谷宏一	57-2222
高木(2)	下山敏則	57-3459
高木(3)	(欠員)	
尾上地域		
李平	田辺とし子	57-2199
尾上(1)	田邊恵子	57-2670
尾上(2)	小山内哲子	57-2238
新屋町	山口弘子	57-4818
南田	相馬正治	43-5526
上猿賀(1)	折登尚子	57-3125
上猿賀(2)	清藤繁	57-4050
西猿賀	(欠員)	
中佐渡・長田	宮川静子	57-2420
八幡崎	小林つね子	57-4008
日沼(1)	葛西敏一	57-4066
日沼(2)・蒲田	船木牧子	57-3955
新山	福士讓	57-3965
みなみの	(欠員)	
おかりや・仲町・下町	赤石ふみ	45-2501
いざよい	丸山久美子	45-2326
三笠・川向	(欠員)	
駅前	柴田郁子	46-2373
山の上・高田	白戸寛	46-2066
上町	工藤安一	45-2766
古懸上	佐々木亮次	45-2159
古懸下	小野照美	45-3030
久吉(1)	(欠員)	
久吉(2)・湯ノ沢	工藤清弘	46-2434
主任児童委員		
平賀		
小和森・柏木	福士智子	44-1081
大坊・松崎	(欠員)	
平賀東・竹館・旧葛川小	齋藤歌澄	44-2326
尾上		
猿賀	小田桐輝雄	57-2987
金田	小野一治	57-2208
碓ヶ関		
碓ヶ関	佐々木昌子	45-2653
碓ヶ関	平山智子	45-2281

民生委員・児童委員ってどんな人？

▶ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域住民のなかから選ばれ、自らも住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動を行います（担当区域をもって活動します）。



- 民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。
- 厚生労働大臣が定めた基準をふまえ、市区町村ごとに人数が定められています。
- 任期は3年で、3年毎に全国一斉改選が行われますが、再任も可能です。
- 無給のボランティアとして活動します（ただし、活動に必要な電話代・交通費などは活動費として支弁されます）。

▶ 主任児童委員

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です（小学校区を単位として活動します）。

- 児童福祉関係機関と区域担当民生委員・児童委員との連絡役となって、協力・連携しながら支援活動を行います。



当市では、平賀・尾上・碓ヶ関地域ごとの「単位民生委員児童委員協議会」、3地域が一体となった「平川市民生委員児童委員協議会」を組織しており、いずれの委員もこれらの組織に所属して活動しています。

こんな活動をしています

▶ 住民の相談・支援活動

- 見守り役として、高齢者の安否確認などの訪問活動を行います。
- 行政などへのつなぎ役として、地域住民が抱える悩みや心配事などの相談にのり、必要に応じて専門機関につないだり、福祉サービスの情報提供を行います。



▶ 地域福祉活動

- 地域行事や学校行事などに参加し、住民との交流を深めます。



▶ 関係機関・団体との連携

- 行政などの依頼に基づく担当区域内の高齢者世帯の実態調査などに協力します。



▶ 仲間同士の情報交換や研修

- 毎月1回会議を開き、委員同士の情報交換や地域課題などについて話し合いを行います。
- 職務上必要な知識などを得るため、各種研修会などに参加します。

民生委員制度は100年以上の歴史と伝統を有しています

民生委員制度は大正6年に岡山県で発足した、「済世顧問制度」に始まります。翌年には大阪で「方面委員制度」が発足し、昭和21年に民生委員令が制定され、「方面委員」から「民生委員」へと名称が変わり、今日に至るまで様々な理由で生活上の課題を抱える人びとの支えとなってきました。

平成29年には民生委員制度は創設100周年を迎え、「福祉の守り手」として、地域福祉の増進のため、より一層活動に取り組み、歴史あるこの制度をさらに発展させていきます。